

幼児教育無償化に伴う入園料及び保育料の納入について

附属幼稚園における入園料及び保育料は、令和元年10月開始の幼児教育保育無償化に伴い、園が保護者に代わって市町村へ施設等利用費を請求・受領する「法定代理受領」の方法により、宮崎市から園に毎月給付される施設等利用費（月額上限8,700円）により徴収したものとします。

①入園料（年額31,300円）

入園料は、宮崎市から園に毎月給付される施設等利用費により徴収したものとします。

但し、年額31,300円と施設等利用費（入園料相当額）31,200円の差額100円は、入園手続き時に現金にて徴収します。

②保育料（年額73,200円）

保育料は、宮崎市から園に毎月給付される施設等利用費により徴収したものとします。

（例）4月入園者が初年度に12か月在籍する場合

	年額（A）	施設等利用費（B）	保護者実費負担額（A－B）
①入園料 （初年度のみ）	31,300円	31,200円 （2,600円×12か月）	100円
②保育料	73,200円	73,200円 （6,100円×12か月）	0円
計	104,500円	104,400円 （8,700円×12か月）	100円

※学年の途中での入園者または退園者は、宮崎市から園に給付される施設等利用費の合計額が入園料及び保育料相当額に満たないため、差額を入園時または退園時に実費徴収します。

※入園料及び保育料以外の費用（文具費等）については、無償化の対象外となりますので、お支払いが必要となります。詳しくは附属幼稚園（電話：0985-24-6707）にお尋ねください。

問い合わせ先

財務課出納係（事務局棟2階） 電話：0985-58-7122